

大和高田市プリンタ等一式調達仕様書

1. 件 名 令和 7 年度プリンタ等一式リース契約に係る納入業者等決定
2. 品名及び数量 別紙「プリンタ等一式仕様書」による
3. 納 入 場 所 大和高田市役所内 大和高田市大字大中 98 番地 4
4. 納 入 期 限 令和 7 年 9 月 30 日
5. 保 守 期 間 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 9 月 30 日
6. 基 本 仕 様
 - (1) モノクロレーザープリンタについては、NPDL Level2 コマンド及び 201PL コマンドに対応しなければならないため、NEC 製とする。
 - (2) 導入後の迅速な保守のため、現地での訪問修理が可能であり、導入後 5 年間は、修理に必要な部品を無償で提供できるパーツ保証を実施できること。
 - (3) 各機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
 - (4) 各機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、全て納入すること。
7. 機器の搬入・セットアップ
 - (1) 機器の搬入は、市と相談の上、業務等に支障を来たすことがないようにすること。また、作業中に生じた問題については、市の指示に従うこと。
 - (2) 納入時に発生する空き箱や包装、不要な部品等の残材は、納入業者が責任をもって処分すること。
 - (3) 納入機器等には、取扱説明書、保証書等を添付すること。
 - (4) 搬入等に係る費用の一切を含むこと。
 - (5) 納入時には、全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者（全体責任者が現場にいる場合は、兼任も可）を定め、作業時には名札を付けること。
 - (6) 納入時には、指定する機器本体に市が提供するシールを貼り付けること。
8. 納入後の保守
 - (1) 保守業者は、市の設置場所へ公共交通機関等を利用して 60 分以内で移動できる場所に保守拠点を有すること。
 - (2) 初期不良等の場合は、迅速な対応を行い、使用可能な状態に復旧すること。
 - (3) 市に対して連絡体制を明確にし、市から故障等の連絡のあった場合は、出張修理を基本とし、状況を把握し迅速な対応を行うこと。
 - (4) メーカーが保証する期間内の保守については、納入業者が障害内容を把握し、メーカーと連携し責任を持って修復すること。修復については、導入初期状態までとする。

- (5) プリンタについては、導入後 5 年間のメーカー保守を行い、機器の故障等が発生した場合は、無償で復旧を行うこと。
- (6) メーカーとの保守契約に必要な登録作業は、納入業者が行うこと。
- (7) 納入する機器の保守業者は、プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していること。
- (8) 保守対応については、次のとおりとする。
 - (ア) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までと祝日を除く月曜日から金曜日までの 9 時 00 分から 17 時 30 分までとする。
 - (イ) 受付対応時間は、9 時 00 分から 12 時 00 分まで（以下「午前中」という。）と 12 時 00 分から 17 時 30 分まで（以下「午後中」という。）とする。
 - (ウ) 復旧作業対応時間は、午前中の連絡については当日午後中を、午後中の連絡については翌日午前中を原則とする。
 - (エ) 復旧作業に時間を要し、17 時 30 分を超えた場合は、対応時間外においても復旧作業を継続するものとする。
 - (オ) 機器の部品等が揃わない場合は、復旧作業の最小限の遅延を認めるが、機器障害発生部署に対して、機器についての状況調査を行う等の対応を行うこと。
 - (カ) 次のいずれかに該当する場合は、受付対応時間及び復旧作業対応時間を延長できるものとする。
 - ① 致命的な障害等で対応が緊急に必要であると保守業者が判断したとき。
 - ② 本市からの申出があったとき。

9. その他

- (1) 本件にかかる機器等の代金及び保守料については、リース業者からの一括前払いとする。なお、詳細については、受注業者とリース業者との間で協議の上決定すること。
- (2) 本仕様書に定められていない事項、その他疑義がある場合は、その都度情報政策課と協議の上明確化するものとし、受注業者の一方的な解釈によって判断してはならない。

以 上